

多治見市自主防災組織支援事業補助金のご案内
～補助金申請の手引き～

多治見市 危機管理課

多治見市自主防災組織支援事業補助金のご案内

～補助金申請の手引き～

— 目 次 —

1	趣旨・目的	-2-
2	施行期間	-2-
3	補助の対象となる自主防災組織	-2-
4	補助の対象となる経費	-2-
5	1組織における申請可能回数	-2-
6	補助率及び補助上限額	-3-
7	補助金の申請から交付までの流れ	-3-
8	補助金の申請方法	-4-
9	申請書類一覧	-4-
10	申請内容を変更（廃止）する場合	-5-
11	実績報告の方法	-6-
12	実績報告書類一覧	-6-

【参考資料】

13	防災資機材例	-8-
14	感震ブレーカーの概要	-10-
15	書類の記載例	-11-
	(1) 申請書及び添付書類	-11-
	(2) 変更・廃止申請書及び添付書類	-14-
	(3) 実績報告書及び添付書類	-17-
	(4) 交付請求書	-21-
16	規約・防災活動計画書作成例	-22-
	(1) 自主防災組織規約	-22-
	(2) 防災活動計画書	-25-

多治見市自主防災組織支援事業補助金のご案内

1 趣旨・目的

この補助制度は、自主防災組織に対し補助金を交付することにより、地域住民による自主的かつ継続的な防災活動を支援することを目的としています。

2 施行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※交付申請から実績報告までの手続きは、同一年度内に行ってください。

3 補助の対象となる自主防災組織

- (1) 市内の区又は町内会を単位として結成された自主防災組織
- (2) その他市長が認める組織

4 補助の対象となる経費

(1) 防災資機材の購入に要する経費

防災資機材の例は、8～9ページに掲載しています。掲載するもの以外の防災資機材を購入しようとする場合は、事前に危機管理課へご相談ください。

(2) 感震ブレーカーの購入に係る経費

取付けを推奨する感震ブレーカーの例は、10ページに掲載しています。

(3) 防災講座及び研修会の開催に係る経費

防災講座や研修会を開催するための、講師謝礼金、資料印刷代等が補助対象となります。

(4) 防災訓練の実施に係る経費

防災訓練の実施にかかった経費が対象となります。

【次の費用等は、補助対象となりません】

- ・ 物品等を購入するに当たり代金を振り込む場合の振込手数料
- ・ 防災講座や研修会における食糧費

※ (1)～(4)のいずれの経費も、交付決定を受ける前に支出した費用は補助対象となりませんのでご注意ください。

5 1 組織における申請可能回数

- (1) 1年度内にできる申請回数は、1組織、1項目につき1回限りです。
- (2) 感震ブレーカーの購入、防災講座及び研修会の開催経費、防災訓練における経費については、毎年度申請可能ですが、感震ブレーカーの取付け実績のある世帯は、次年度以降、補助対象外となります。

6 補助率及び補助上限額

補助対象経費	補助率	補助上限額
防災資機材等の購入に係る経費	1 / 2	250,000 円
感震ブレーカーの購入に係る経費	2 / 3	2,000 円×取付けた世帯数
防災講座及び研修会の開催に係る経費	1 / 2	50,000 円
防災訓練等の実施に係る経費	1 / 2	50,000 円

【補助額の例】

例 1) 防災資機材を合計 560,000 円分購入した場合

560,000 円×1 / 2 (補助率) = 280,000 円ですが、補助上限額が 250,000 円であるため、補助額は 250,000 円となります。

例 2) 防災講演会の開催に当たり、講師謝礼金 50,000 円と資料印刷代 16,500 円の合計 66,500 円かかった場合

補助額は、66,500 円×1 / 2 (補助率) = 33,250 円⇒33,000 円 (千円未満切捨て) となります。

7 補助金の申請から交付までの流れ

【事前準備】

自主防災組織の結成 (組織規約及び防災活動計画書を作成します。)

【事業実施前】

(1) 申請

自主防災組織は、補助金交付申請書に、組織規約 (役員名簿含む) 及び防災活動計画書等を添付し、申請します。(詳しくは、「9 申請書類一覧」をご覧ください。) **※補助事業を実施する前に申請してください。**

(2) 交付決定

市は、申請内容を審査し、自主防災組織に対して補助金の交付決定 (又は却下) 通知書を送付します。

(3) 変更交付 (廃止) 申請

自主防災組織は、事業内容等に変更がある場合 (又は事業を廃止する場合)、交付変更・廃止申請書を提出します。市は、交付変更・廃止承認書を送付します。(詳しくは、「10 申請内容を変更 (廃止) する場合」をご覧ください。)

【事業の実施】

(4) 事業実施

申請者は、事業内容等に掲げた防災事業を実施します。

【事業実施後】

(5) 実績報告

自主防災組織は、事業実施後 30 日以内に、実績報告書に必要書類を添付して提出します。(詳しくは、「12 実績報告書類一覧」をご覧ください。)

(6) 交付額の確定

市は、実績報告に基づき、交付額を確定し、自主防災組織に対し交付額確定通知書を送付します。

(7) 交付請求

自主防災組織は、交付請求書を市に提出します。

(8) 交付

市は、自主防災組織に対し、補助金を交付します。

8 補助金の申請方法

(1) 申請期間

毎年度 4 月 1 日から 2 月末日まで (休日・土・日の場合は、その翌日)

(2) 申請方法

下記「9 申請書類一覧」に記載された書類を作成し、危機管理課へ提出してください。

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 (平日のみ受付します)

受付場所：多治見市役所本庁舎 4 階 危機管理課

(駅北庁舎・地区事務所等では受付していません)

9 申請書類一覧

チェック欄	提出書類 (記載事項・添付書類等)	記載例
	多治見市自主防災組織支援事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) ※申請者の住所は現住所を記入してください。(公民館等の住所不可)	11 ページ
【添付書類】		
	自主防災組織の規約 (役員名簿含む)	22 ページ
	防災活動計画書	25 ページ

	見積書（その他の補助対象経費の明細がわかる書類） ※防災講座等の講師謝礼金及び資料印刷代、防災訓練の消耗品費については、添付不要です。	－
	事業計画書（様式第2号）	12ページ
	収支予算書（様式第3号）	13ページ

【申請書類の入手方法】

- (1) 危機管理課の窓口で配布しています。
(駅北庁舎・地区事務所等では配布していません)
- (2) 市のホームページ（下記アドレス）からダウンロードすることができます。
(<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/jisyubousaisoshiki/shienjigyo.html>)
※市トップページ>防災・防犯・安全>防災>防災に関する補助等>自主防災組織支援補助金にアクセス

【見積書について】

防災資機材等の購入、感震ブレーカーの購入については、見積書の添付が必要となります。見積書の取得が困難な場合、購入する物品等のカタログ（金額記載のもの）の写しを代用してください。

10 申請内容を変更（廃止）する場合

次のいずれかに該当するときは、交付変更・廃止申請書を提出してください。

- (1) 補助金の申請額を増額する場合
- (2) 補助対象経費が20パーセント以上減額となる場合
- (3) 補助事業の目的又は内容を変更する場合

チェック欄	提出書類（記載事項・添付書類等）	記載例
	多治見市自主防災組織支援事業補助金交付変更・廃止申請書 (様式第5号)	14ページ
【添付書類】		
	事業計画書（様式第2号）	15ページ
	収支予算書（様式第3号）	16ページ

1.1 実績報告の方法

(1) 実績報告の時期

補助事業（複数の事業がある場合は、全ての補助事業）が完了した日から 30 日以内に実績報告書を提出してください。

(2) 提出方法

下記「1.2 実績報告書類一覧」に記載された書類を作成し、危機管理課へ提出してください。

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（平日のみ受付します）

受付場所：多治見市役所本庁舎 4 階 危機管理課

（駅北庁舎・地区事務所等では受付していません）

1.2 実績報告書類一覧

チェック欄	提出書類（記載事項・添付書類等）	記載例
	多治見市自主防災組織支援事業実績報告書（様式第 7 号）	17 ページ
	【添付書類】	
	(1) 収支決算書（様式第 3 号）	19 ページ
	(2) 防災資機材を購入した場合 ①領収書の写し	-
	(3) 感震ブレーカーを購入した場合 ①領収書の写し ②感震ブレーカーを取付けた世帯の住所・氏名・取付けたことのサイン又は認印が確認できる名簿	② 20 ページ
	(4) 防災講座及び研修会を開催した場合 ①講師謝礼金の領収書の写し（振込の場合、金融機関の振込証明書（又は振込依頼書）でも可） ②資料印刷代の領収書の写し ③会場使用料の領収書の写し ④防災講座又は研修会の実施状況がわかる写真	-
	(5) 防災訓練を実施した場合 ①領収書の写し	-

【実績報告書類の入手方法】

- (1) 危機管理課の窓口で配布しています。(駅北庁舎・地区事務所等では配布していません)
- (2) 市のホームページ(下記アドレス)からダウンロードすることができます。
(<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/jisyubousaisoshiki/shienjigyo.html>)

【領収書(写し)の留意点】

- ・あて名欄の無い簡易領収書(レシート)では、代用できません。
- ・金融機関の振込証明書や運送会社の領収書では、代用できません。原則、購入先の領収書が必要になります。(購入先に領収書の発行を依頼してください。)ただし、講師謝礼金を振り込みにより支払ったとき、領収書が発行されない場合は、金融機関の振込証明書(又は振込依頼書)の写しを代用してください。
- ・同一の領収書の中に、補助対象と補助対象以外の購入品が混在している場合は、領収書の写しとともに、購入の内訳が記載された請求書や納品書又はレシート等のコピーも併せて添付してください。

1 3 防災資機材例

No.	名称	イメージ	No.	名称	イメージ
情報伝達用資機材	トランシーバー		救出用資機材	脚立	
	トランジスタラジオ			ジャッキ	
消火用資機材	消火器			掛矢	
	格納箱			ショベル	
	消火薬剤			つるはし	
	バケツ			ハンマー	
救出用資機材	てこ棒			ロープ	
	はしご			担架	

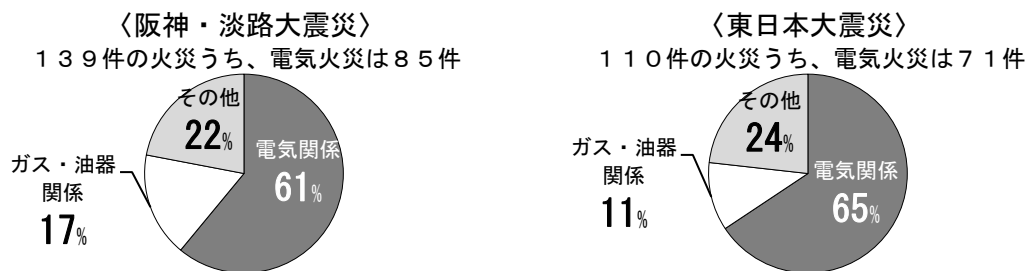
防災資機材例 (つづき)

No.	名称	イメージ	No.	名称	イメージ
救護用資機材	毛布		その他の資機材	防災倉庫	
	救急セット			ヘルメット	
避難誘導用資機材	メガホン			コードリール	
	ライト			土のう袋	
給食給水用資機材	給食用釜			防水シート	
	ポリタンク			テント	
	備蓄用飲料水			発電機	
	備蓄用食料			<p>※本表に掲載しているもの以外の資機材を購入する際は、補助の対象とならない場合がありますので、事前に危機管理課へご相談ください。 ※本表に掲載している写真は、イメージであり、写真の資機材等を勧めるものではありません。</p>	

1.4 感震ブレーカーの概要

(1) 感震ブレーカーの設置効果

阪神・淡路大震災や東日本大震災において発生した火災の60%以上が電気に起因するものでした。電気による出火を防ぐためには、避難時にブレーカーを遮断することなどが効果的ですが、大地震発生時にとっさにそのような行動がとれるとは限りません。感震ブレーカーは、地震発生時に、設定値以上の揺れを感知したときに、自動的に電気ブレーカー落とすことにより、自動的に電気供給を遮断する器具であり、不在時の電気火災や電気復旧時の通電火災を防止する有効な手段です。



出典：「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告書について（概要）」

(2) 取付けを推奨する感震ブレーカーのタイプ

簡易タイプ（おもり式・バネ式）

おもりが落下したり、振り子が作動したりすることで、重力やバネの力でブレーカーを落とします。取付けには、電気工事不要です。

(3) 主な製品のイメージ



【おもり式】
※参考
「スイッチ断ボール3」

製造・販売
株式会社 エヌ・アイ・ピー
〒114-0015 東京都北区中里 1-20-1 塚本ビル 1F
電話：03-3823-6220 FAX：03-5834-8392
eMail info@bbk-nip.jp



【バネ式】
※参考
「ヤモリ」

製造・販売
株式会社 リンテック21
〒108-0074 東京都港区高輪 4-1-18-2F
MAIL: info_lintec21@lintec21.com
お問い合わせ TEL: 03-5798-7801
(受付時間/ 平日9:00~17:00 土日祝休み)

(4) 費用

2,000円～4,000円程度

(5) 注意事項

感震ブレーカーは、家中の電気が遮断されるため、夜間の発災時に備え、懐中電灯などをわかりやすい場所に携帯しておくことをお勧めします。また、常時医療機器等を使用する方については、非常用電源の確保をお勧めします。

15 書類の記載例

(1) 申請書

様式第1号(第6条関係)

令和8年5月7日

多治見市長

申請者

自主防災組織名 **〇〇町内会第5自主防災会**
(区又は町内会名) **〇〇町第5町内会**
住 所 **多治見市〇〇町〇丁目〇〇番地**
代 表 者 名 **多治見 太郎** (※)
(※)記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)
連 絡 先 **0572-22-0000**

多治見市自主防災組織支援事業補助金交付申請書

令和8年度において、多治見市自主防災組織支援事業補助金の交付を受けたいので、多治見市自主防災組織支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 自主防災組織名 **〇〇町内第5自主防災会**
- 2 目的・内容 **地域の防災力向上のため感震ブレイカーを設置するとともに、住民の防災力向上を図るため、研修会及び防災訓練を実施する。**
- 3 着手・完了予定日 **令和8年6月2日から令和8年11月30日まで**
- 4 補助金交付申請額 **206,000 円**

【事業計画書】

1	補助事業の名称	〇〇町内地域防災力向上事業
2	事業の概要	<p>地域防災力の向上及び円滑な防災活動に資するため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 防災研修会の開催</p> <p>講演会及び意見交換会を内容とした防災研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 期日：令和8年11月30日 10:00~11:00・ 場所：〇〇町集会所・ 参加予定人数：50人・ 講演会講師：〇〇〇〇氏（△△主任研究員） <p>(2) 感震ブレーカーの購入・取付け</p> <p>購入予定年月：令和8年9月。90世帯に取付ける。</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>地震を想定した防災訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 期日：令和8年9月1日・ 場所：〇〇小学校・ 参加予定人数：100人・ 内容：救急救命訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊出し訓練
3	事業を計画した理由及び事業後の効果	<p>来たるべき大規模地震等に備え、地域が主体的に防災活動に取り組む必要が生じたため。効果として、地域住民の防災意識及び防災技能の向上が期待できる。</p>
4	防災資機材の保管場所	
5	感震ブレーカーを取付ける世帯の数	90世帯
6	防災倉庫を設置する場所	

※ 防災講座・研修会を開催する場合、開催時間を明記してください。

(2) 変更・廃止申請書

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

多治見市長

申請者

自主防災組織名 **〇〇町内会第5自主防災会**
(区又は町内会名) **〇〇町第5町内会**
住 所 **多治見市〇〇町〇丁目〇〇番地**
代 表 者 名 **多治見 太郎** (※)
(※)記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)
連 絡 先 **0572-22-0000**

多治見市自主防災組織支援事業補助金交付変更・廃止申請書

多治見市自主防災組織支援事業補助金の交付決定額の変更について、多治見市自主防災組織支援事業補助金交付要綱第8条第1項に規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更申請額 **244,000** 円
(交付決定額 **206,000** 円)
- 2 変更後の事業計画書(別記様式第2号)
- 3 変更後の収支予算書(別記様式第3号)
- 4 変更又は廃止する理由

次の理由により、補助申請額を変更する。
(1) 感震ブレーカーを取付ける世帯が増加した。

【事業計画書】

1	補助事業の名称	〇〇町内地域防災力向上事業
2	事業の概要	<p>地域防災力の向上及び円滑な防災活動に資するため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 防災研修会の開催</p> <p>講演会及び意見交換会を内容とした防災研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none">・期日：令和8年11月30日 10:00～11:00・場所：〇〇町集会所・参加予定人数：〇〇〇〇氏（△△主任研究員） <p>(2) 感震ブレーカーの購入・取付け</p> <p>購入予定年月：令和8年9月。110世帯に取付ける。</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>地震を想定した防災訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・期日：令和8年9月1日・場所：〇〇小学校・参加予定人数：100人・内容：救急救命訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊出し訓練
3	事業を計画した理由及び事業後の効果	<p>来たるべき大規模地震等に備え、地域が主体的に防災活動に取り組む必要が生じたため。効果として、地域住民の防災意識及び防災技能の向上が期待できる。</p>
4	防災資機材の保管場所	
5	感震ブレーカーを取付ける世帯の数	110世帯
6	防災倉庫を設置する場所	

(3) 実績報告書及び添付書類

様式第7号（第9条関係）

令和8年12月20日

多治見市長

自主防災組織名 **〇〇町内会第5自主防災会**
(区又は町内会名) **〇〇町第5町内会**
住 所 **多治見市〇〇町〇丁目〇〇番地**
代 表 者 名 **多治見 太郎 (※)**
(※)記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)
連 絡 先 **0572-22-0000**

多治見市自主防災組織支援事業実績報告書

令和8年〇月〇日付け補助金交付決定通知書に係る補助事業が完了したので、多治見市自主防災組織支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績を報告します。

- 1 補助事業の名称 **〇〇町内地域防災力向上事業**
- 2 交付決定額 **244,000 円**
- 3 事業の実施期間 **令和8年6月2日から令和8年11月30日まで**
- 4 補助事業の事業実績報告書
- 5 収支決算書(別記様式第3号)

※担当課記入欄

上記の報告事項について、審査しました。			
年	月	日	審査担当者 印

【事業実績報告書】

1	補助事業の名称	〇〇町内地域防災力向上事業
2	実施団体の名称	〇〇町内会第5自主防災会
3	事業の概要	<p>(1) 防災研修会の開催 講演会及び意見交換会を内容とした防災研修会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・期日：令和8年11月30日 10:00~11:00・場所：〇〇町集会所・参加人数：50人・講演会講師：〇〇〇〇氏（△△主任研究員） <p>(2) 感震ブレーカーの購入・取付け 購入年月日：令和8年9月10日。110世帯に取付け完了。</p> <p>(3) 防災訓練の実施 地震を想定した防災訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・期日：令和8年9月1日・場所：〇〇小学校・参加人数：130人・内容：救急救命訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊出し訓練

【添付書類】

- (1) 防災資機材等を購入した場合…領収書の写し
- (2) 感震ブレーカーを購入した場合…領収書の写し、感震ブレーカーを取り付けた世帯の確認名簿（世帯代表者の氏名、住所及び押印が確認できるもの）
- (3) 防災に関する講座及び研修会等を開催した場合…講師謝礼金の領収書（振込の場合、振込依頼書の写しでも可）、会場使用料の領収書の写し、講座及び研修会等の実施状況が分かる写真
- (4) 防災訓練を実施した場合…領収書の写し

(4) 交付請求書

別記様式第7号(第11条関係)

令和9年2月1日

多治見市長

自主防災組織名 **〇〇町内会第5自主防災会**
(区又は町内会名) **〇〇町第5町内会**
住 所 **多治見市〇〇町〇丁目〇〇番地**
代 表 者 名 **多治見 太郎** (※)
(※)記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)
連 絡 先 **0572-22-0000**

多治見市自主防災組織支援事業補助金交付請求書

令和8年〇月〇日付け補助金交付額確定通知書を受けた補助金について、多治見市自主防災組織支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1 請求金額 **244,000** 円

2 振込口座

ゆうちょ銀行等 以外の銀行	〇〇 <input type="checkbox"/> 銀行・金庫・農協・組合		多治見 本・ <input type="checkbox"/> 支店、出張所					
	口座名義人	(フリガナ)	タジミ タロウ					
		多治見 太郎						
<input type="checkbox"/> 普通 2当座		0	1	2	3	4	5	6
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号(右づめで記入)					
	口座名義人	(フリガナ)						

※「ゆうちょ銀行以外」か「ゆうちょ銀行」のいずれか希望する振込先の金融機関を御記入ください。

※ゆうちょ銀行の場合、通帳記号・番号は、通帳に記載された記号(5桁)、番号(8桁)を記入してください。

1 6 規約・防災活動計画書作成例

(1) 自主防災組織規約

〇〇町内会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇町集会所（〇〇町〇丁目〇番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、〇〇町内会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、会の会計を行う。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他、幹事会が特に必要と認めた事。

(防災活動計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災活動計画を作成する。

2 防災活動計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

〇〇町内会自主防災会役員名簿

役職	氏名
会長	
副会長	
幹事	
幹事	
幹事	
幹事	
会計	

(2) 防災活動計画書

〇〇自主防災会防災計画書

1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

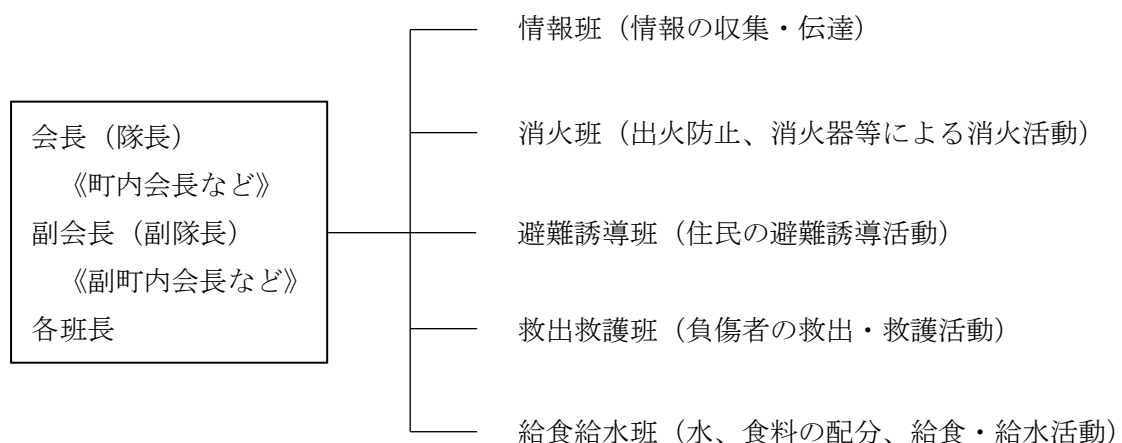
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次の防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項は、次のとおりとする。
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (2) 普及方法は、次のとおりとする。
 - ア パンフレット、チラシ等の配布
 - イ コミュニティ情報誌等への記事掲載
 - ウ 講習会、研修会等の開催
- (3) 実施時期
火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。
 - ア 情報の収集・伝達訓練
 - イ 消火訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 救出・救護訓練
- (3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (5) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。
 - ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
 - イ 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

- (1) 情報の収集・伝達
情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、伝令等による。

7 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難指示が発令されたとき又は自主防災会会長が必要であると認めるとき、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難場所等に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、多治見市又は避難所の施設管理者の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画書

別紙1「避難計画書」のとおり

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 消火器等消火資機材の整備状況

ウ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、各家庭においては、消火器、水バケツ等を配備する。

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、最寄りの医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の管理・情報共有

災害時に避難行動要支援者を支援するため、市から提供された避難行動要支援者名簿を管理するとともに、地域内で情報共有する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

12 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

別紙2「防災資機材等配備計画」のとおり

(2) 定期点検

毎年6月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

避難計画書

(1) 計画策定自主防災組織の概要

自主防災組織名称	構成世帯数	構成人数	備考 (避難所への経路等)
〇〇自主防災会	50	130	別紙経路図のとおり

(2) 避難所の概要

避難所の名称	面積 (m ²)	収容人数	備考
〇〇小学校	1,100	550	ヘリコプターの離着陸可
△△公民館	500	100	

(3) 避難者リスト

氏名	性別	住所	備考

防災資機材等配備計画

区分	品名	保管場所
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、携帯電話用充電器、腕章等	〇〇町集会所 防災備蓄倉庫
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、防災衣、ヘルメット、とび口等	〃
水防用	救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等	〃
救出用	パール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ベンチ、ハンマー、大ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、斧、一輪車、角材、防塵マスク、防塵メガネ	〃
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、組立式シャワー、簡易トイレ等	〃
避難用	強カライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛、標識板、警報器具、投光器、発電機、燃料等	〃
給食・給水用	こんろ、給水タンク、ろ水機、炊飯装置、配膳用食器等	〃
訓練用	模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器等	〃
その他	簡易収納庫、リヤカー、ビニールシート等	〃